

県北広域振興局長告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和元年5月31日

県北広域振興局長 南 敏 幸

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間 九戸郡九戸村大字長興寺第8地割字天摩59番10地先から第10地割字沖40番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和元年6月4日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 令和元年6月4日から同年7月4日まで